

企業立地に向けた取組方針

平成31年3月

成長産業振興室
国際ビジネス・企業誘致課

企業立地における現状・課題・取組

大阪における企業立地の課題

めざすべき姿

これまでの企業誘致・立地

良好な産業用地創出のため、土地造成

産業用地創出
(大型開発)
りんくうタウン、
テクノステージ和泉など

大阪を取り巻く
社会情勢が変化

(産業面)
住工混在、用地
不足、人口減少
担い手不足、オ
フィス需要の増
加など

(周辺環境)
G20開催、万博
開催決定、IR誘
致、インバウンド
の増加など

補助金や税制を活用し、
企業誘致・立地に取組む

産業用地への誘致は
概ね完了(契約率99%)

大阪への投資(立地)に対する潜在的な企業ニーズは高い

■企業からの投資相談件数 ※年間50~60件は相談あり

		H26	H27	H28	H29
相談件数		67	50	56	67
立地形態	工場	40	32	32	49
	物流倉庫	16	8	10	9
	研究所	2	0	2	2
	その他	9	10	12	7

- 立地相談にマッチングできるのは年間数件程度。
(府内投資促進補助金実績：H26：8件 H27：8件 H28：8件 H29：6件)
- 一定規模(1,000㎡)以上の工業系を希望する相談が多い。

用地不足により『ミスマッチが発生・府外流出の要因』となっている

■工場の移転状況 ※約100件が流出。約100件が府内移転

- 直近10年間(H19~H28)は、大阪府外への転出が101件。
- 転出先は兵庫県が最も多く34件で約3割を占める。

兵庫県		大阪府全体		京都府	
府から転入	34	転出	101	府から転入	19
府へ転出	1	転入	1	府へ転出	0
転出超過数	33	転出超過数	100	転出超過数	19
和歌山県				奈良県	
府から転入	11			府から転入	17
府へ転出	0			府へ転出	0
転出超過数	11			転出超過数	17

府内移転⇒ 99件

重点取組

- ① 用地(商品)の保全・活用・創出
 - ② 市町村等と連携した立地促進施策の強化
- 商品開発
販売促進

■ 地域課題(若者の雇用創出や事業承継等)の解決や地域特性の向上に繋げる。
■ 企業の持続的な投資(立地)により、ビジネス環境の最適化に繋げる。

重点取組 1

用地（商品）の保全・活用・創出

～産業用地の創出・土地有効活用化～

●産業用地の保全・創出（長期的取組）

- ・用地創出の取組みについて、産業ニーズを踏まえ積極的なアプローチを関係部局に行う。

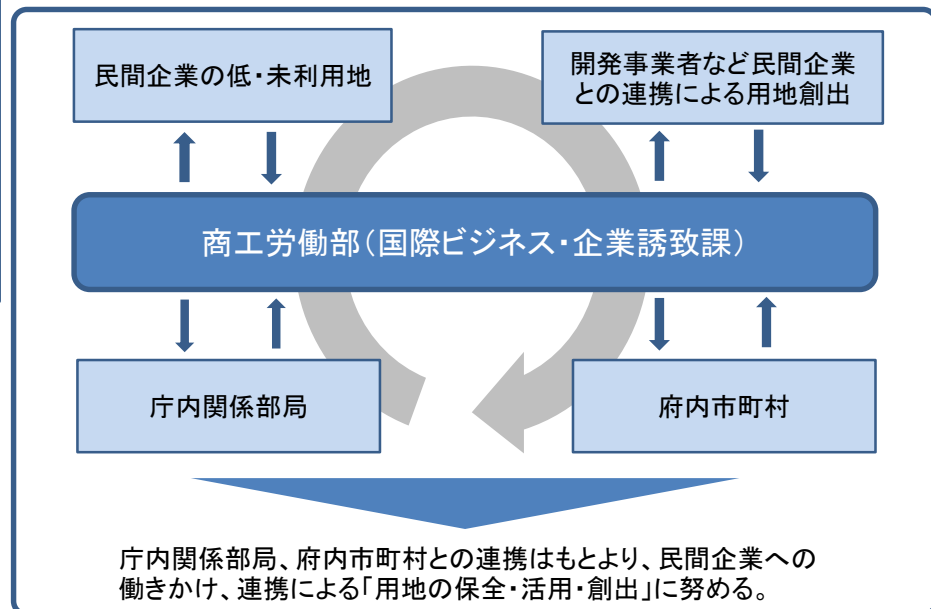
●土地有効活用化

- ・民間企業の低・未利用地の実態把握を行うとともに、産業用地への活用策を検討する。

（工場跡地や低・未利用地を工場用地としての活用を促す。）

- ・開発事業者や金融機関など民間企業、支援機関などとの連携による産業用地創出に向けて取組む。

基本的視点



具体的な取組内容

●産業用地の保全・創出（長期的取組）

- ・産業用地創出に向け、庁内関係部局（都市整備部・住宅まちづくり部・環境農林水産部）と連携し、市町村（産業部局・都市計画部局）に働きかける。
 - ⇒ 市街化調整区域の開発許可の提案基準を活用
 - ⇒ 特別用途地区や地区計画等の積極的な活用
 - ⇒ 幹線道路沿道、IC周辺など産業用地創出の可能性のある地区

●土地有効活用化

- ・低・未利用地の実態把握
 - ⇒ まずは、工場等の集約化に伴い稼働されていない施設や活用されていない用地（更地）を把握する手法を検討（委託調査や市町村からの情報提供など）
 - ⇒ 次に、実態把握を行い活用策（企業接触、周辺状況やインセンティブの適否など）を検討
 - ⇒ 公表等が可能な場合は府HP等に掲載
- ・民間企業との連携
 - ⇒ 他府県においては、開発事業者と連携し企業立地に取組まれているケースがあり、府における可能性について確認
 - ⇒ 金融機関等が把握している用地情報等について、マッチング等の適否について検討

重点取組2

市町村等と連携した立地促進施策の強化

～市町村と連携した企業立地施策の展開・企業立地施策の活用～

基本的視点

●市町村と連携した企業立地施策の展開

- ・大阪の特色(ものづくり企業の集積など)を活かした企業誘致の理念を明確化した「大阪府企業立地促進条例(H19.3)」に基づき、これまで企業立地施策を展開。
- ・その都度、優遇制度の見直し等は図ってきた。

誘致ターゲット	制度	立地により期待する効果	
先端産業分野の先端的な事業を行う工場等	・税制 ・未来法に基づく措置	・雇用創出 ・地域経済の振興	・大阪の成長に資する先端産業の集積 ・先端産業技術の集積がさらなる集積を呼び、技術革新や高付加価値な製品を創出
府内中小ものづくり企業の再投資	・補助金 ・税制		・ものづくり企業の高度化支援、流出防止 ・住工混在問題に対する投資促進面からの対策(工場跡地に工場)
府内中小ものづくり企業の先端産業分野の研究開発施設	・補助金		・ものづくり企業の研究開発機能(本社機能)の集積促進 ・専門技術者の集積・交流によるイノベーションの創出
外資系企業の本社	・補助金		・グローバル企業のインバウンドによる外需の呼び込み、新たな国内需要の生み出し ・外国人高度専門人材の集積と交流
本社機能を移転拡充する企業	・地方拠点強化税制に基づく措置		・本社機能の移転・拡充によるヒト・モノ・カネの集積 ・アジアと日本各地の結節点としての発展

- ⇒ 大阪の特色(地域特性)にそった施策展開を図る。
- ⇒ 施策が有効に活用できるよう情報発信に努める。

具体的な取組内容

●市町村と連携した企業立地施策の展開

- ・大阪の特色(地域特性)を活かした施策展開を図るには、地元市町村と連携した取組が必要。
- ⇒ 府内市町村(大阪市24区、堺市7区、41市町村:計72区市町村)の32区市町村において製造業が基盤産業という状況。
- ⇒ 市町村においては、製造業が基盤産業(又はその割合が高い)、或いは工業系用途地域が存在するにも関わらず、製造業への支援等を講じていない場合もあり、市町村の意向等も踏まえ、制度創設等を働きかける。

●企業立地施策の活用を促進

- ・中小企業における行政施策の情報収集先は、税理士・中小企業診断士・商工会議所・金融機関などからの照会が多い。
- ⇒ 中小企業へ施策利用を促すには、施策情報の収集先である団体等と連携した情報発信を行う。

●企業の動きを定期的に把握

- ・大阪に関心のある企業に対し、定期的な情報発信や訪問を行うなど企業との関わりを途切れさせない。

●グローバル企業や本社機能の立地を促進

- ・G20、万博開催、IR誘致取組み、インバウンド増加は大阪をPRする絶好の機会である。これらの流れを取込むことで、グローバル企業や本社機能の立地に繋げる。

企業立地に向けた 中長期的な取組み

現状と課題

中小企業等の成長投資促進の実現

- ・補助金・税制の優遇制度の活用により大規模開発用地への企業誘致は概ね完了
- ・特区税制(現:成長特区税制)の創設により、既存施策は中小企業に特化するなど施策再構築
- ・年間50~60件程度の問合せがあるが、産業用地の不足によりミスマッチが発生

■企業の流出防止・誘致

- ・産業集積促進税制の活用
⇒条例期限が到来するため延長(5年間)
- ・企業立地促進補助金の活用
⇒補助金制度の効果検証
- ・地方拠点強化税制の活用
⇒制度PRや個別本社訪問の実施
- ・地域未来投資促進法に基づく支援
- ・外国企業の誘致促進(O-BICの活用)

中期的な取組(～5年)

成長産業分野の企業立地の実現

- ・大阪産業・経済の核となる成長産業分野への投資促進に向け、府内企業のみならず府外企業に働きかけ
- ・健都をはじめ成長特区の指定地域への企業誘致、成長特区の指定地域の拡大
- ・制度PR型プロモーションから大阪の地域・企業の魅力発信型に変更

■成長産業分野の企業誘致促進

- ・成長特区税制の活用
- ・成長特区地域の新規追加
⇒未来医療国際拠点(中之島)等の地域を追加指定
- ・大阪の地域・企業の魅力を収集・発信
⇒関係課(機関)との連携強化
⇒東京、福岡以外にもプロモーション活動を拡大。
⇒大阪に関心のある企業への情報発信

長期的な取組(～10年)

持続可能な大阪産業の発展・向上

- ・市町村のまちづくりと連携した産業用地創出
- ・土地の有効活用化

■産業用地の創出

- ・市町村や庁内関係部局と連携した産業用地の創出(市産業局・都市計画部局に対し、直接、働きかけ)
⇒市街化調整区域の開発許可の提案基準の運用を活用
⇒都市計画の手法による操業環境づくり

■土地の有効活用化

- ・工場跡地の工場用地としての活用を促す
⇒民間企業の低・未利用地の実態把握を行い、活用策を検討する。
⇒既存工業団地の誘致可能用地の情報収集・発信
⇒民間企業などとの連携による用地創出

具体的な取組事例

【既存産業用地への立地】

- ・補助金・税制の優遇制度の活用により、阪南スカイタウンなどへの立地促進

【彩都 東部(茨木市)】

- ・東部(約280ha)を6区域に分割し、骨格道路を含む区域から事業化
- ・産業ゾーンへの企業誘致

【健都(吹田市・摂津市)】

- ・イノベーションパークへの先進的なライフ分野の研究開発を行う企業の研究施設等を集積

【開発許可の新基準】

- ・市街化調整区域における新基準を策定することで工場等の立地促進(和泉市、豊能町等)

【産業集積地の維持促進】

- ・産業集積促進地域の新規追加と拡充(H29:1市追加(南河内初で指定)。16市2町、77地区)

【咲洲(大阪市)】

- ・成長特区地域への進出促進(新エネ分野・ライフ分野の活用など)
- ・ATCオフィス活用(外国企業など)

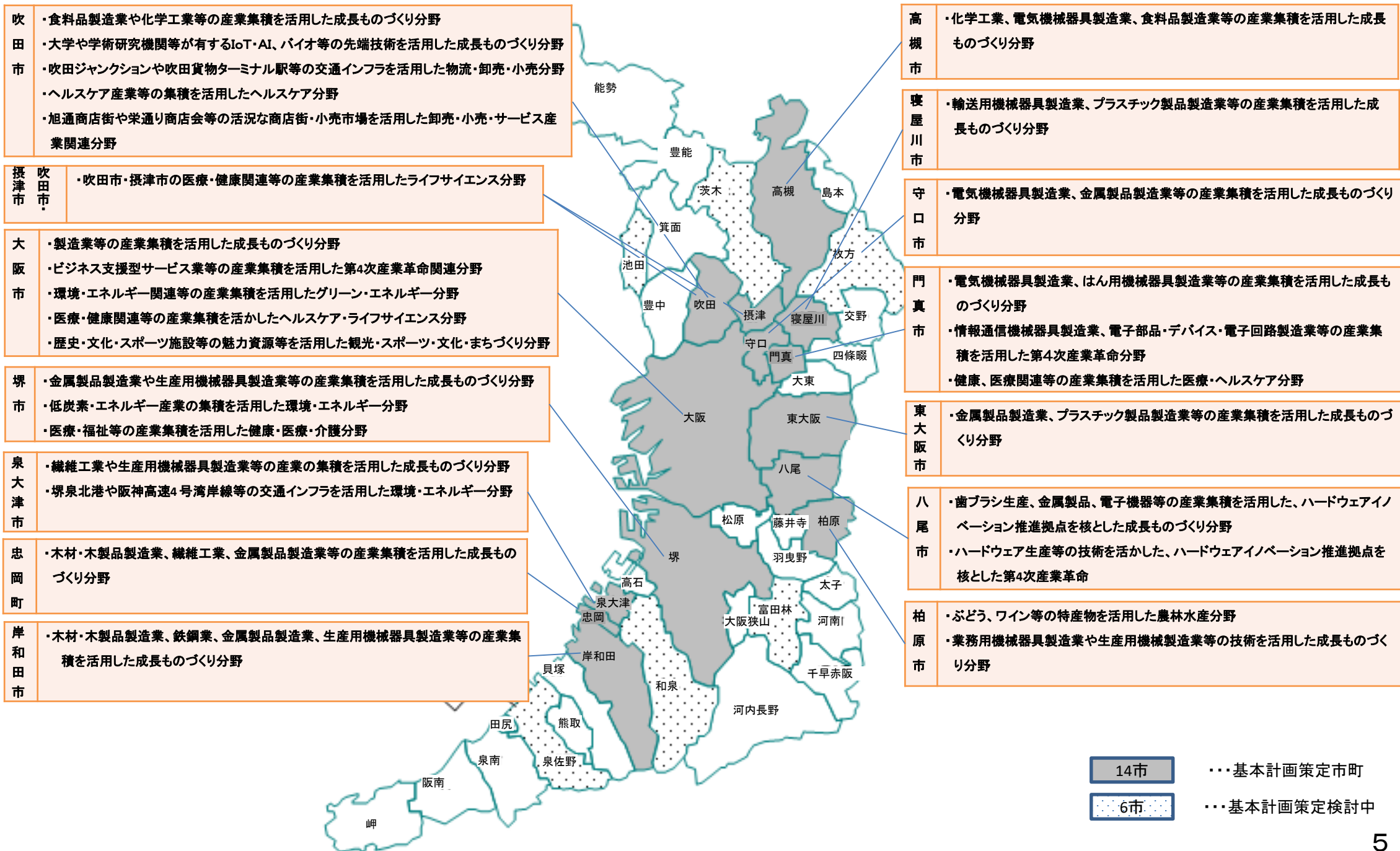
【未来医療国際拠点(中之島)】

- ・病院、高度検診・治療センター、CPC・細胞バンク等の再生医療の国際拠点を形成

【産業用地の創出】

- ・幹線道路沿いなどにおけるまちづくり方針により産業系土地利用を促進(能勢町、池田市等)

地域未来投資促進法の基本計画策定状況



■ 庁内関係所属との連携

府の企業立地については、商工労働部〔成長産業振興室(産業創造課、国際ビジネス・企業誘致課、ライフサイエンス産業課)〕、政策企画部〔戦略事業室(事業推進課、空港・広域インフラ課、特区推進課)〕、都市整備部〔都市計画室推進課、港湾局〕、住宅まちづくり部〔住宅まちづくり総務課、都市居住課、都市空間創造室、タウン推進局〕を始めとして、それぞれの専門的視点から4部局が中心となって業務を行っている。企業訪問による企業誘致の強化、企業ニーズにあった受け皿の整備を図るためには、4つの部局を中心に庁内各部の連携強化、意識の共有化を図り、戦略的な取組を推進する。

〔連携(例)〕

- ・健都クラスター推進協議会(事務局:ライフサイエンス産業課)
- ・南大阪地域活性化推進会議(事務局:都市整備部)
- ・彩都(国際文化公園都市)建設推進協議会(事務局:住宅まちづくり部)
- ・新大阪駅周辺地域のまちづくり庁内検討会(事務局:住宅まちづくり部)
- ・府営住宅移管まちづくり推進チーム(事務局:住宅まちづくり部) など

■ 関係機関との連携

各経済団体やJETROなどの機関と、適切な役割分担の下で連携する。また、市町村においては「産業集積促進市町村連携会議」を通して企業立地に関する最新情報の共有化、意識の共有化を図る。特に課題となっている産業用地創出に向けた動きとして、個別に市町村の意向確認や働きかけを行う。

さらに、企業立地支援に取組まれている関西電力(株)、連携協定を締結している各金融機関や開発事業者をはじめとする民間企業と連携を強化することで、行政と企業がwin-winの関係で積極的に大阪の魅力発信や地域の活性化を図る。